

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 5 年 3 月 14 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 21 号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 22 号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 23 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 24 号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 25 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 26 号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 27 号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 28 号 東白川村保育園及び学校施設整備基金条例について
- 日程第 10 議案第 29 号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 30 号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例について
- 日程第 12 議案第 31 号 令和 5 年度東白川村一般会計予算
- 日程第 13 議案第 32 号 令和 5 年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 33 号 令和 5 年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 34 号 令和 5 年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第 16 議案第 35 号 令和 5 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 36 号 令和 5 年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第 18 議案第 37 号 令和 5 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算
- 日程第 19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員 (7 名)

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	今 井 明 徳

村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修
産業振興課長	伊藤秀人	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	会計管理者	今井英樹
保健福祉課長	河田孝	国保診療所 事務局長	安江輝彦
監査委員	安江弘企		

---

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局	
書記	居石浩之

---

---

◎開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、昨日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時36分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第21号から議案第37号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

上程中の日程第2、議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程第18、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの17件について一括して質疑を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番。

○4番（今井美和君）

一般会計8ページの地方交付税のことについてお伺いいたします。

全協でも御質問しましたが、再度質問させていただきます。

前年度より4,000万増額ということで、地方交付税というのはすごくありがたい財源なんです、増えることもすごくありがたいのですが、この4,000万増額されるその根拠を教えてください。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答え申し上げます。

地方交付税につきましては、基本的には前年度実績を踏まえまして予算計上させていただいております。令和2年度の人口減のほうで非常に減額されることが心配でございましたが、激変緩和等々の国のほうの事業もありまして、今までと同じ以上にいただけておるような状況でございます。

また、東白川村のマイナンバーの取得率も非常に高い方向にありまして、その分のところも評価されておりますので、その部分につきましては普通交付税のほうは3,000万増で見積もらせていただいております。

また、特別交付税につきましては、交付税措置があります集落支援員の人数が増えるということをご前提としまして1,000万円ほど増やして予算計上させていただいております。いずれも事業的にしっかり考慮して予算計上させておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

行政の頑張りや村民の理解によってこの増額が見込まれるということで、本当にありがたいことでございます。有効に活用していただくようよろしくお願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

村長説明にございます5ページ目でございます今度新規事業の集落支援機構事業につきましては、現在のみのりの郷の作業効率が上がり、また新たな地域での集落営農組合の設立が期待できるものと思っております。ぜひ、一部の地域に限らず、取り残しのない農業の対策に努めていただけてを望みますが、ここで一度、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算の編成方針のときにも申し上げましたし、令和4年度の当初にもお話をしましたように、まずモデル事業で1か所展開をしたいということで、その成果が令和4年度越原上地区で集落営農が合併といいますか、規模を広げていただいて、この支援をこれから令和5年度に予算をつけて、人員も配置をして、今度は横展開だというふうに考えてございます。

今、7番議員御指摘のとおり、全村でそういった活動ができて、集落の営農の支援もそうなんです、実は人口減少に伴い、いろんな役をいろんな方々が担っていく中で大変厳しい状況の集落も

あるというのいろいろなアンケート等でも聞いてございますので、そのところを新しい村づくりの方針としてこの集落支援機構を活用していきたい、このように考えて積極的に推進をしてまいり、そういう思いでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひそれぞれの地域の人との連携を取っていただいて、集落支援員の活躍を期待しております。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の36ページ、総務費の需用費。

全協のときにもお伺いしましたですけれども、このときにインク代などの需要がかなりあって、ここで見ても300万ほど出ておりますけれども、今の時代、かなりペーパーレスで書類等、アナログなものは撤去されてきております。当村において、今後の議会運営、あるいはこういう行政でペーパーレスをどのように考えてみえるのか、この点をお伺いしたいです。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

御質問にお答え申し上げます。

村として今後いつまでにペーパーレスをとというような計画はまだ持っておりませんが、当然その必要性はあると思っております。ただ、ペーパーレスの話をしますと、電子決裁とか決裁上の必要なシステム変更とか、そういうことも発生しますので、若干費用もかかるということで、今後しっかり研究させていただいて進められれば進めていきたいですし、紙が決して100%なくなるというわけでもないと思っておりますので、そこら辺はしっかり判断しながら進めていければと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

確かにアナログとデジタルと両方兼ね合いでいくということですので、ぜひとも今後の運営で、便利な運営ができるように御努力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

5番 今井美道君。

### ○5番（今井美道君）

令和5年度一般会計並びに特別会計4会計、2つの事業会計の予算案について、賛成の立場から意見を申し上げます。

時代が刻々と変化する中、この3年間のコロナ禍に翻弄された日本の経済、国民生活がやっと出口が見えてまいりました。ウイズコロナ、アフターコロナという言葉は度々耳にしてきましたが、本年5月に感染法上2類から5類へと変わることにより、国民は様々な制限を受けつつも公助によって守られてまいりましたが、これからは自助・共助によって社会生活を行っていくことが求められてまいります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻を背景に、加えて円高なども影響し、家庭に与える電気代、燃料代、食料などの価格高騰、各種産業へ与える資材・原材料費の価格高騰には出口が見えません。

村では少子高齢化、村外への転出に伴う子供たちの減少、社会保障費関係経費の自然増など、構造的に経費が増嵩する課題を抱えています。また、耕作放棄地や農林商工業における担い手、後継者不足の不安も大きくなっています。

国は様々な対策、施策を講じてはいますが、私たちのような地方の住民生活に実感として届くためには、東白川村行政運営施策に期待するものは大であります。

令和5年度の東白川村予算編成は、5年度から始まる第6次総合計画に沿ったものであり、厳しい財政状況の中、国・県の予算動向をしっかりと調査し、また住民の要望を取り入れ、従来から継続する事業と未来へと必要なものには重きを置いた予算計上がなされていると思います。

美しい景観や大切な資源でもある農地を守る中山間地域等直接支払推進事業や、多面的機能支払交付金事業の継続実施が計画されています。

茶業振興では、茶産地構造改革計画に基づいた各種事業、新規事業として集落支援員を活用した集落営農組合、自治会、協定集落などの活動支援には大きな期待をいたします。

林業活性化担い手育成事業では、村内の林業木材関連への新規就業者増加の成果が出ており、5年度も継続して計上されています。

コロナ禍で大きな影響を受けている商工業、建設関連業には、昭和28年度から始まった資格取得に係る補助、村内製品の販売促進につながるふるさと納税については、伸び悩みの対策が取られることで寄附者の増加があり、地域活性化の一助となることを期待いたします。

東白川村子育て施策では、保育園、小学校、中学校のそれぞれのハードに対する事業、少人数だからこそできる研修などのバス借り上げ料の全額負担、高校生の通学支援が引き続き行われています。

新たに自転車利用者へのヘルメット着用努力義務等自転車保険の加入義務化など、国・県の動向に合わせた中学生の自転車通学制度への補助、すくすく成長応援事業では、小・中学校それぞれの入学の年、高校入学相当のお子さんを持たれる保護者さんへのお祝い金といった子育て世代への手厚い支援が拡充されています。

福祉政策では、高齢者、障害をお持ちの方に寄り添った各種のサービスが継続して計上されています。令和6年度の事業を見据えて人生100年時代へ向けての健康事業を調査・研究が進められている点も評価いたします。

移住・定住事業については、情報発信、空き家対策などの一貫したつながるナビ事業は一定の成果が出ていますので、さきに述べた子育て世代への施策、福祉施策は全国に見ても秀でたものと思いますので、大きな武器とされ、人口減少に歯止めをかけるべく期待をしています。

昨今の異常気象や、いつ起こってもおかしくない大地震に備え、消防団の支援強化、防災備蓄品の増強、それに備える各種の建設工事をバランスよく計上されていますので、東白川村が大きな災害がなく、令和5年も平穏であることを期待します。

最後になりますが、国保診療所、老健施設が村民にとってさらなる安心のよりどころとなりますことと、基金の積立て、公債費の長期的な計画と管理、税や使用料の公平性の観点考えた徴収を行っていただき、適正な財政運営に努めながら村民の皆さんのために令和5年度の事業を丁寧に、また確実に進めていただくことを期待し、令和5年度予算関連案についての賛成討論とさせていただきます。

#### ○議長（桂川一喜君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの17件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの

17件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの17件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

#### ○議長（桂川一喜君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

#### ○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 桂川一喜様。閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、申出をいたします。令和5年3月14日、議会運営委員長 今井美道。

#### ○議長（桂川一喜君）

お諮りします。委員長から申出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（桂川一喜君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和5年第1回定例会を閉会します。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員